

●香川県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年12月5日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町富熊字本村435 番2地先 (詳細な区間は、関係図面で 示す。)	前	11.6~13.9	12	交通安全施設事業による 歩道整備
	後	11.8~13.9	12	